（参考資料２）

ポジション・ステートメント作成要領

平成 28 年 4 月 27 日　広報情報委員会制定

ポジション・ステートメント WG（PSWG）は日本原子力学会（当学会）が発信するポジション・ステートメント（PS）について、その必要性、妥当性等について検討し、広報情報委員会に提案する役割を担っている。また、併せて当学会としてその維持管理（見直し、補足、等）を適時適切に行うことは、PS を発信する以上に重要と認識し、PSWG の役割の一つとしてこれに真摯に取り組むこととする。本作成要領は以上の認識を具現化するための手立てとして定める。

なお、理事会ないしは会長自ら発信する PS については、下記の要領の内「6. 公開済み PS の見直し」のみ準用することとし、見直し責任箇所は理事会とする。

1. 原案の作成

（１）広報情報委員会は、定期的（原則として年 1 回）に新規作成テーマの募集を行う。募集先は企画委員会、部会等運営委員会及び広報情報委員会（以下、担当部会等）とする。

（２）担当部会等はポジション・ステートメント WG（以下 PSWG）に希望するポジション・ステートメント（以下 PS）の趣旨、仮題を提案する。なお、原案を作成し、併せて提案することも可とする。

（３）PSWG は提案を受け、原子力学会として発信すべきステートメントか否か、発信時期は妥当か、等について審議し、その結果も合せて広報情報委員会に報告する。

（４）広報情報委員会は（3）を基に審議し、その結果について PSWG を通じて担当部会等へ回答する。却下する場合はその理由を併せて提示する。

（５）前記により、広報情報委員会の了解を得た後、担当部会等は原案を作成し、その内容について確認した上で、三か月程度の内に PSWG へ提出する。なお、前記（２）のなお書きに沿って既に原案が提出されていた場合には、PSWG は（４）と併せて 2. ～5. の手続きを進める。

2. 原案の審議

（１）PSWG は一か月程度を目途に提案部会等の協力の下に査読し、所用の修文等を行う。

（２）大幅な書き換えが必要な場合はPSWGが提案部会等に、その趣旨の提示と共に書き直しを指示する。

（３）大幅な書き換えを行った場合は、担当部会等が作成する書き直し文について再度PSWGで確認する。

3. 学会員への供覧とコメント対応

（１）前項によりまとまった原案について、PSWG主査は原子力学会としての意見集約の観点から、学会ホームページにて一か月程度供覧する。この際、PSWG主査は広報情報委員長に学会員への供覧を開始する旨通知する。

（２）寄せられたコメント等についてはPSWGにて一覧表(以下､コメント対応表)の形で取りまとめ、担当部会等に一か月程度の内に回答するよう促す。この際、コメントされた方のメールアドレス等を付記し、担当部会等がコメントされた方との意見交換またはその意向と整合する修正ができるようにする。

（３）担当部会等はコメントされた方の意向を確認しつつ、一か月程度の内にコメント対応表を仕上げ、PSWGへ提出する。なお、コメントされた方との合意ができなかった場合は、その旨注記し、部会の見解を付けることとする。

（４）PSWGはコメント対応表について用語の適切性、内容の妥当性の観点から確認し、担当部会等の確認を取った上で、仕上げる。

4. 公開版の作成

（１）前項により修正を終えたPS案はコメント対応表と共に広報情報委員会に上程し、承認を得る。

（２）広報情報委員会よりコメント等があった場合はWGとして対応方針について議論し、広報情報委員会に報告する。

（３）広報情報委員会は妥当と判断したPSは理事会に上程し承認を得る。

（４）承認が得られたPSは学会事務局にて付番し､学会ホームページで公開する。

（５）公開に当たって、クレジットは「日本原子力学会」とする。

5. 英語版の作成

（１）公開版が完成した後、PSWG主査は担当部会等へ英語版の作成について依頼する。

（２）英語版の作成・公開はPSWG運営要領に沿って行う。

6. 公開済みPSの見直し

（１） PSは原則として公開後10年を経過したもの（定期見直し)、あるいは社会情勢の変化等により見直す必要性が生じたものについて見直しを行う。

（２） 前記、定期見直し等が必要なものについては毎年度 PSWG がリストアップし、その時点での妥当性等について再評価した上で、措置方針について理由を付けて広報情報委員会に報告する。

（３） この場合、PSWG が選択する措置は、「見直し」「継続」の２つとする。

（４） PSWG は広報情報委員会の承認を経て、担当部会に措置方針について通知し、協議した上で、確定し、所要の措置を取ると共に結果を広報情報委員会に報告する。

（５） 広報情報委員会は熟議の上、担当部会等に措置方針を通知する。その際のクレジットは広報情報委員長名及び PSWG 主査名とする。

（６） 前記による通知を受けた担当部会等は修文等について一か月程度の内に検討し、担当部会等としての方針を広報情報委員会に回答する。この際の表記は「字句訂正等」「大幅改定」「取り下げ」の３つとする。

（７） 前記の回答により「大幅改定」ないしは「取り下げ」との回答があった PS については、広報情報委員会は日本原子力学会ホームページ上の該当ページ上で、日本原子力学会の管理責任において、そのような措置を取ったことが分かるように、「取り下げ」「改定作業中」等の表示した上で、その本文（PDF）を削除することとする。また、「取り下げ」とした PS については、一か月程度の期間、そのタイトルと「取り下げ」した旨の表示を元のページ上に掲載しておくこととする。

（８） （６）により「字句訂正等」の回答を得た PS についてはホームページ上の掲載を継続し、改定が済み次第、PSWG にて確認した上で、該当する PDF を差し替えることとする。

（９） 担当部会等により大幅な改定がなされた PS については本要領の「２．原案の審議」から「4. 公開版の作成」までの手続きを改めて行うこととし、手続き完了後、学会ホームページに掲載する際に、併せて「改定作業中」との表示を削除することする。

（１０） 以上に関わらず、担当部会等はその責任において、担当した PS の「取り下げ」あるいは「改定」を広報情報委員会に提案することができる。

（１１） 前記により、担当部会等から「取り下げ」又は「改定」の提案を受けた場合、広報情報委員会は（７）～（９）に記した手続きを行う。

（１２） この他、広報情報委員会あるいは理事会が見直し必要と認めた PS については、（５）以降の要領を準用して担当部会等に見直し指示を行う。

（１３） 以上（１）～（１２）については英語版についても準用する。

以上

附則

1. この手順は平成 26 年 9 月 25 日から施行する。
2. 改定履歴
   ① 平成 26 年 9 月 25 日　第 1 回ポジション・ステートメント WG 制定、平成 27 年 2 月 10 日広報情報委員会メール審議承認
   ② 平成 27 年 8 月 18 日第 1 回広報情報委員会承認
   ③ 平成 28 年 4 月 27 日第 3 回広報情報委員会承認